

Oracle Direct Seminar



ORACLE®

エンジニア向け情報漏洩にまつわる法律の基礎

日本オラクル株式会社
Oracle Direct



アジェンダ

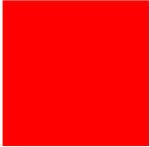
- 情報は盗んでも窃盗ではない
- 実際にどれくらいの罪になるのか
- 法律を活用して身を守るために

無償技術サービスOracle Direct Concierge

- ・SQL Serverからの移行アセスメント
 - ・MySQLからの移行相談
 - ・PostgreSQLからの移行相談
 - ・Accessからの移行アセスメント
- ・Oracle Database バージョンアップ支援
- ・Oracle Developer/2000 Webアップグレード相談
 - ・パフォーマンス・クリニック
 - ・Oracle Database 構成相談
- ・Oracle Database 高可用性診断
 - ・システム連携アセスメント
 - ・システムセキュリティ相談
 - ・簡易業務診断
 - ・メインフレーム資産活用

<http://www.oracle.com/lang/jp/direct/services.html>

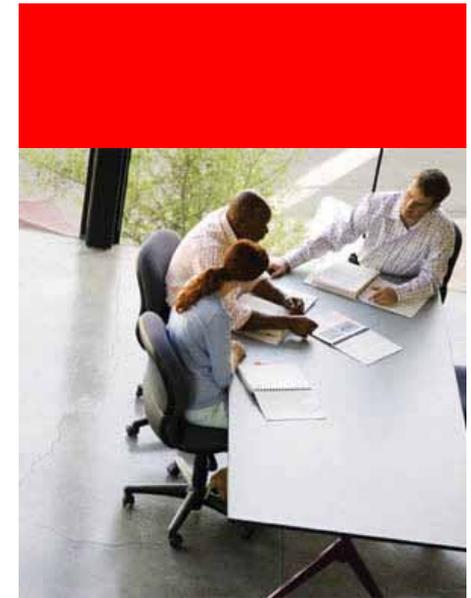
ORACLE



事件だ！さてどんな法律が関係してくるか？

- 不正アクセス禁止法
- 不正競争防止法
- 偽計(または)威力業務妨害罪
- 窃盗罪
- 脅迫罪
- 詐欺罪
- その他・・・

情報は盗んでも窃盗ではない



情報漏洩 = 犯罪か？

- 窃盗罪の対象は「有体物」である。
 - 形のない「情報」は窃盗罪の構成要件を満たさない(「財物」とみなされない)
 - 唯一「電気」だけが例外的に明文化されて認められている

刑法の窃盗に関する条文：

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

構成要件：平易に言うと「この条件が整ってはじめて罪に問うことができる」という要件。

1. 実行行為
2. 結果
3. 因果関係
4. 故意または過失 が必要です。

このように条文で明示的に「みなす」と書いてあるもの以外は「みなされない」というのが法律的な解釈なのです。

情報漏洩 = だったらどうする？ (過去の事例から)

- 窃盗罪の対象が「有体物」であるということにする。
 - 盗んだ情報を会社の所有物であるCD-ROMにコピーして持ち出したら「会社の資産であるCDという“財物”を盗んだ」という窃盗罪の構成要件が満たされる。
- 窃盗以外の法律で検挙する。
 - 威力業務妨害罪・偽計業務妨害罪：情報漏洩によって、その会社の正常な企業活動、営業活動などを妨げた、ということ適用。

刑法の業務妨害に関する条文：

偽計業務妨害：

(信用毀損及び業務妨害) **第二百三十三条** 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

威力業務妨害：

(威力業務妨害) **第二百三十四条** 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による

情報漏洩 = だったらどうする？ (過去の事例から)

- 不正アクセス禁止法を適用する
 - 他人のID/パスワードを使った場合

ID・パスワードのこと

不正アクセス禁止法における条文:

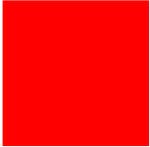
2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。)

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報(識別符号であるものを除く。)又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為(当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。)

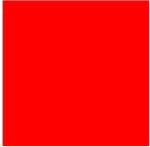
三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

パスワードなど認証・アクセスコントロールの機能のこと(これがないと法律では保護されない)



不正アクセス禁止法

- **不正アクセス行為の禁止等に関する法律**
 - <http://www.ipa.go.jp/security/ciadr/law199908.html>
 - 1999年にできた法律・2001年2月13日施行
- **法律を活用するうえでの留意点**
 - 「電気通信回線を経由して」と書いてある
 - もともとインターネット上のWeb改ざん、クラッキングなどを想定
 - コンソールの前に座って個人情報やCDをコピーしたら？
 - 「識別符号」って何だ？ = パスワードなどの認証システムのこと
 - 認証で保護されていない設定ミスなどは対象外
 - 適用が多少微妙な場合が出てきている



不正競争防止法

- 2004年から罰則ができたため個人情報漏洩事件では窃盗の代わりに適用できるのでは、と期待された(?)が実は適用事例がみあたらない。
- しかし条件によっては情報漏洩事件でも適用・検挙が可能かも知れない。
- 2009年の改正によって「情報を盗んだ」行為自体を摘発できるようになる予定(施行予定)。

不正競争防止法について

不正競争防止法

文字どおり不正な競争を防止する法律

- ・ルールに則って正しい競争を行うことは資本主義の鉄則！
- ・他人が投資して獲得した情報等について、投資なくして勝手に利用したり便乗する行為を規制しなければ！！

不正競争防止法は、他の法律の限界から生じる隙間を埋めるような独自の意義がある

他の法律との関係を紹介します...

民法との関係

故意または過失により他人の営業上の利益を侵害すると、不法行為(民法709条)が成立するケースがある

...が、権利者が行いするのは原則として金銭による損害賠償請求に限られる
(不正競争防止法は、差止請求権、信用回復措置請求、損害額の推定規定など民法にない規定を設けている)

独占禁止法との関係

公正な競争を確保し、国民経済の発展に寄与することを目的とする点では同じ目的

独占禁止法は、行政権の発動により直接市場の競争を回復することが目的

不正競争防止法は、侵害の防止及び被害の回復を行う権利を付与

不正競争防止法における営業秘密

第2条

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

ポイント: **営業秘密の3要件!**

「秘密として管理されている」こと(秘密管理性)

「有用な」情報であること(有用性)

「公然と知られていない」こと(非公知性)

の3点をすべてみなしておかなければ営業秘密とはされない。

[参考]近年の不正競争防止法の捉え方及び変遷

トップシークレット(営業秘密)の漏洩

雇用の流動化への対策の側面: 転職予定者及び関係者は留意すべき事項
(...退職時誓約書、秘密保持契約、ノウハウの持ち出し)

- 1990年、「営業秘密」(トレード・シークレット)の不正な取得・使用・開示に対し民事制裁(差止めと損害賠償)を課すための改正
- 2003年、民事制裁の強化、営業秘密の不正な取得・使用・開示に対する刑事罰の新設
- 2005年、従業員が関与した営業秘密侵害で法人が処罰されるケースを考慮(3億以下)

デジタル化した情報に
対してはセキュリティ対策が必要

【参考】平成17年不正競争防止法の改正の概要

(成立平成17年6月22日公布平成17年6月29日施行平成17年11月1日)

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、供給・開発・販売力等において他社の追随を許さないことが鍵となり、我が国の知的財産保護を強化することが不可欠。

営業秘密の侵害行為や模倣品・海賊版によるブランド価値等の侵害行為に対する措置を拡充し、適正な競争環境を維持するために、不正競争防止法等を改正。

営業秘密の保護強化

営業秘密の国外使用・開示処罰の導入

- ①日本国内で管理されている営業秘密について、日本国外で使用又は開示した者を処罰の対象とした。
- ②営業秘密が関係する民事訴訟における裁判所の秘密保持命令に日本国外で違反した者を処罰の対象とした。

退職者の処罰の導入

元役員・元従業員による媒体取得・複製を伴わない営業秘密の不正使用・開示について、在職中に申し込みや請託があるようなケースを処罰の対象とした。

法人処罰の導入

営業秘密にアクセスする権限がない者が行った営業秘密侵害罪の犯人の属する法人について、法人処罰(1億5,000万円以下の罰金)を導入した。

罰則の見直し

不正競争防止法違反の罪について、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金から、原則として、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に引き上げるとともに、懲役刑と罰金刑の併科規定を導入した。

模倣品・海賊版対策

著名表示の冒用行為への刑事罰の導入

他人の著名なブランド名などを勝手に自己の商品・サービスに付けて販売等する行為を刑事罰の対象とした。

商品形態模倣行為への刑事罰の導入

他人の商品の形態と実質的に同一の形態のコピー商品を販売等する行為を刑事罰の対象とした。

水際措置の導入(関税込率法)

上記の著名表示冒用物品、商品形態模倣物品及び他人の周知な表示を冒用し、需要者に混同を生じさせる物品を税関での水際差止措置の対象に加えた。
なお、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断できるように、経済産業大臣への意見照会制度を導入した。

出所: 経済産業省, 我が国における技術流出及び管理の実態について, 平成19年6月

ORACLE

【参考】平成18年不正競争防止法の改正の概要

(成立平成18年6月1日公布平成18年6月7日施行平成19年1月1日)

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、供給・開発・販売力等において他社の追随を許さないことが鍵となり、我が国の知的財産保護を強化することが不可欠。

営業秘密侵害罪の罰則強化

(特許権侵害罪の罰則強化)

→ 営業秘密には、本来特許権と同様の有用性・非公知性をもった情報であるにも関わらず、公開に馴染まないこと、営業上の情報であること等の理由により特許権化されない情報が保護の対象であることから、同様に引き上げる必要。

「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」
→「**10年**以下の懲役又は**1000万円**以下の罰金」に引き上げ。
法人処罰「1億5000万円以下の罰金」
→法人処罰「**3億円**以下の罰金」に引き上げ。

商品形態模倣行為罪の罰則強化

(意匠権侵害罪の罰則強化)

→ 工業デザインの保護として意匠法による保護と密接に関連する商品形態模倣行為罪の罰則も意匠法を相互補完する観点から同様に引き上げる必要。

「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」
→「**5年**以下の懲役又は**500万円**以下の罰金」に引き上げ。
法人処罰「1億円以下の罰金」
→法人処罰「**3億円**以下の罰金」に引き上げ。

法人処罰の公訴時効期間の延長

不正競争防止法の犯罪は、典型的には、個人の利得よりも法人の業務を利する意図で犯されることを想定しており、企業のために行為した従業者に対する公訴時効期間が、企業に対するそれより長いことは実質的に不公平である。

法人等に罰金刑を科する場合における時効の期間は、その基となった罪の時効期間による旨を規定。

出所：経済産業省「我が国における技術流出及び管理の実態について」平成19年6月

[参考] 平成21年不正競争防止法の改正案の概要

不正競争防止法の一部を改正する法律案

事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずる。

1. 近年多発する営業秘密の流出

- ①<外国政府によるデュアル・ユース技術の不正取得>
従業者が、当該企業の営業秘密を、外国の元在日通商代表部に不正に開示したが、競業目的が認められなかった。
- ②<従業員による機密情報の不正な持ち出し>
従業者が、当該企業が秘密管理する重要データを、無断で貸与PCに入れて持ち出していた。データ量等からすれば、第三者への開示目的が明らかであったが、外部への送信(使用・開示行為)について証拠を得ることができなかった。
- ③<発注元企業による中小企業からのノウハウの取り上げ>
ある中小企業が、大手企業から業務提携を前提として試作品を提供してほしい旨の申出を受け、試作品とその設計図面を提供したところ、大手企業がその複製の作成をし、自社の製品として勝手に製品化してしまった。

2. 現行制度とその問題点について

<現行不正競争防止法の概要>

- 原則として、事業者の保有する営業秘密を、「不正の競争の目的」で、不正な手段で取得し、「自ら使用したり、第三者に開示する行為」を、「営業秘密侵害罪」として、懲役10年・罰金1000万円を科している。

<問題点>

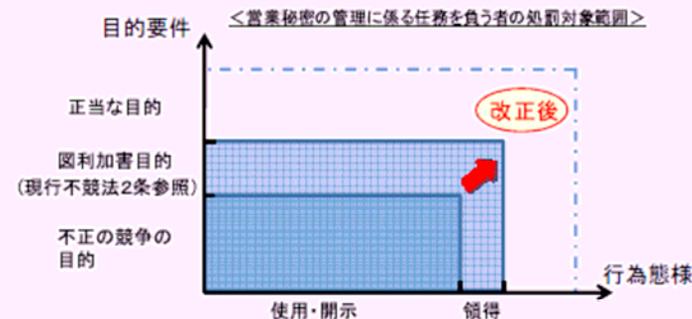
- 「不正の競争の目的」が認められない限り、刑事罰の対象とはならないため、競業関係にない第三者に営業秘密を開示する行為や、単に保有者に損害を加える目的で公衆に開示する行為などが処罰できない。
- 盗まれた情報の「使用・開示」は、侵害者や競争相手の企業内、あるいは海外で行われるため、その立証は困難を極め、法律が十分な抑止を果たしていない。

3. 主な改正の内容

①企業の競争力の源泉である無形の技術・ノウハウ等の保護強化、②IT化・ネットワーク化の進展への対応、③オープン・イノベーションの促進、の3つの観点から、以下の改正を行うものである。

- (1) 営業秘密侵害罪における現行の目的要件である「不正の競争の目的」を改め、「不正の利益を得る目的」又は「保有者に損害を与える目的」とする。
- (2) 原則として「使用・開示」行為を処罰の対象としている営業秘密侵害罪の行為態様を改め、営業秘密の管理に係る任務を負う者がその任務に背いて営業秘密を記録した媒体等を横領する行為、無断で複製する行為等について、処罰の対象とする。

(改正後)



出所: 経済産業省「不正競争防止法の一部を改正する法律案」平成21年

個人情報保護法は？

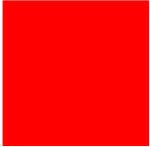
- 一般的な個人情報保護法は直接的に情報を盗む行為に対して適用するものではない。
- ただし行政機関については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が別になっており、公務員の漏洩行為に対しては直接的な罰則が課されている。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」における条文：

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



その他適用される可能性がある法律

- 電子計算機使用詐欺罪 (刑法第246条の2)
 - 説明: <http://www.asahi-net.or.jp/~zi3h-kwrz/kedenji-3.html>
 - もともとは金融機関のオンラインにおける詐欺などがきっかけ
- 電子計算機損壊等業務妨害罪 (刑法第234条の2)
 - 説明: <http://itpro.nikkeibp.co.jp/word/page/10006054/>
 - DoS攻撃などには有効

情報漏洩は二次的犯罪を生むほうが問題

- 恐喝事件
 - 「お宅の会社の個人情報を持っているぞ」
- 詐欺
 - カード会社から盗んだ番号をオークションで販売
 - カードを使った不正な商品購入
 - フィッシングを通じた個人情報を使った詐欺
 - その他オークション詐欺、カード情報売買、銀行口座売買など
- ストーカー事件
 - 女性の情報：漏洩した情報から無言電話などの被害
- 実はこの2次的な犯罪で逮捕されているケースが多い
 - 漏洩そのものよりも深刻な被害が起きる
 - 顧客に補償やお詫び金を配布することもある

実際にどれくらいの罪になるのか



各法律における量刑はどれくらいか？

- 窃盗罪：
十年以下の懲役または五十万円以下の罰金
- 不正アクセス禁止法：
一年以下の懲役または三十万円以下の罰金
- 威力業務妨害罪：
三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 不正競争防止法：
十年以下の懲役または一千万円以下の罰金
- 脅迫罪：二年以下の懲役または三十万円以下の罰金
- 詐欺罪：十年以下の懲役

二次的犯罪

適用される法律によって量刑にはばらつきがある。

過去の漏洩事件に関する判決例

- 事件A (不正アクセス禁止法違反)
懲役8カ月・執行猶予3年(確定)
- 事件B (窃盗罪)
懲役2年、執行猶予5年
- 事件C (威力業務妨害罪)
懲役1年4月(求刑懲役2年) 実刑
- 事件D (不正アクセス禁止法違反 + 窃盗罪)
懲役2年 実刑

事件によっては複数の法律を適用し、裁判では量刑の重いほうで求刑が行われる場合もある

法律を活用して身を守るために



万一の時に法律を活用するために

- 電子データとして保管されている「機密情報」の管理を確実に実行しておく必要がある。
 - 不正競争防止法を活用するためには「営業秘密の三要件」を満たしている必要がある。これはITを使って管理されているデジタル情報に対してはアクセスコントロールなどのセキュリティ対策がきちんと実行されているということの意味している。
 - 不正アクセス禁止法を使うためには認証・アクセスコントロールの機能をしっかり実装しておく必要がある。
 - 「防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」
 - 権限設定の不備が引き起こした漏洩事件は保護されず、被害届も受理してもらえないかも知れない。

法律で身を守るためにも、システムにおけるしっかりしたセキュリティ対策が重要。

春のお友達紹介キャンペーン

4月・5月にOracle Direct Seminarを初めて受講した!!というお友達を**2名**紹介頂いた方を対象に、「春のダイセミお友達紹介キャンペーン」を実施します。

ご紹介頂く方は1回のみ有効です。毎回異なる方を紹介頂ける場合は、何度でもご応募を受け付けております。新卒研修など、初めてダイセミを受講される方が多い場合はチャンス!!プレゼントは**3万円相当のワイヤレス・ヘッドセット**です。

キャンペーンにお申込みの際は、ご紹介者が、ご紹介いただく方の個人情報(会社名・部署名・役職・氏名等)をOracle Direct Seminar事務局に提供することを事前にお伝えし、同意を得てください。応募頂いた方につきましては、ご紹介いただいた方に連絡する際、ご紹介者としてお名前をださせていただきます。キャンペーン内容は予告なく変更される可能性があります。

応募方法



ORD_SEMINAR_JP@ORACLE.COM

【タイトル】春キャンペーン応募

【必要情報】

4月/5月に、初めてダイセミを受講された方の情報(2名分)

- 1、会社名・部署名・役職・氏名
- 2、受講されたダイセミ名(4月・5月のダイセミが対象)
- 3、オラクルへの紹介及びオラクルからのご連絡についてご本人の同意の有無

キャンペーンに応募される方の情報

- 4、貴社名・部署名・役職・氏名
- 5、貴社住所(プレゼント送付先)
- 6、ご意見、ご要望など

必要情報を明記のうえ、メールでご応募ください。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。



ORACLE

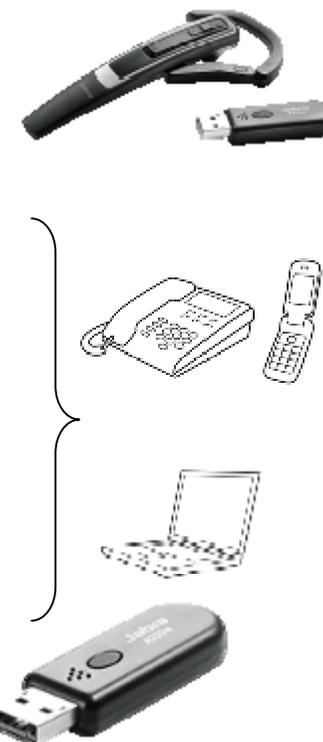
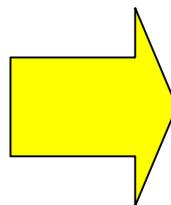
お友達紹介キャンペーンで当たる!! Jabra M 5390 の御紹介

これも欲しい、あれも欲しい?

- 電話だけでなく、PC、携帯電話で通話したい。
- ちょっと席から離れたい。(30m くらい)
- ノイズキャンセルマイク機能も欲しい
- よりいい音で通話したい
- 通話しながら両手を使いたい

Jabra M 5390 が全て叶えます!

国内初、ワイドバンド対応ワイヤレスヘッドセット。
Bluetooth USB アダプタ同梱
ノイズキャンセル機能マイク付



商品詳細:

商品名: Jabra M 5390

税込標準価格: ¥ 33,600 -

特徴: 通信範囲: 約 70m

連続通話時間: 約6時間, PC/携帯電話とも接続可能

商品の詳細・購入については、

<http://www.jabradirect.jp/SHOP/5317-408-306.html>

(<http://www.jabradirect.jp/>) をご参照ください。



ORACLE

OTN揭示版×ダイセミ でスキルアップ!!

- ・セミナー中に解消できなかった疑問点を解消したい！
- ・セミナー終了後に疑問点が出てきた！
- ・一般的なその解決方法などを知りたい！



このようなお客様に、
Oracle Technology Network(OTN)の
揭示版の活用をお薦めします。

<http://otn.oracle.co.jp/forum/index.jspa?categoryID=2>

➡ 本セミナーに関連する質問については、OTN揭示版の
「データベース一般」へ投げてください。

OTN揭示版は、基本的にOracleユーザー有志からの回答となるため100%回答があるとは限りません。
ただ、過去の履歴を見ると、質問の大多数に関してなんらかの回答が書き込まれております。

ORACLE

Oracle University Live Virtual Class

～インターネットでどこでも受講！世界中から最新技術をいち早く習得～
インターネットを通じてライブで研修に参加できる「Oracle University Live Virtual Class」。
会社や自宅からでも研修を受講することができ、品質や達成度も教室で開催される研修と同等。
スキルアップのチャンスが大きく広がります。

多彩なコースから最新の技術をいち早く取得

教室で開催する研修と同じ教材・演習環境、変わらないクオリティ

時間や場所の制約が最小限に！コスト削減に効果あり



- ✓ 人気の**ORACLE MASTER**対応コースから、**Oracle E-Business Suite R12新機能コース**など続々登場！
- ✓ 海外で開催される**Oracle University Live Virtual Class**もお申し込み可能！

■ 開催コース、スケジュール

<http://education.oracle.co.uk/html/oracle/70JA/ILO.htm>

■ Oracle University Live Virtual Classについて

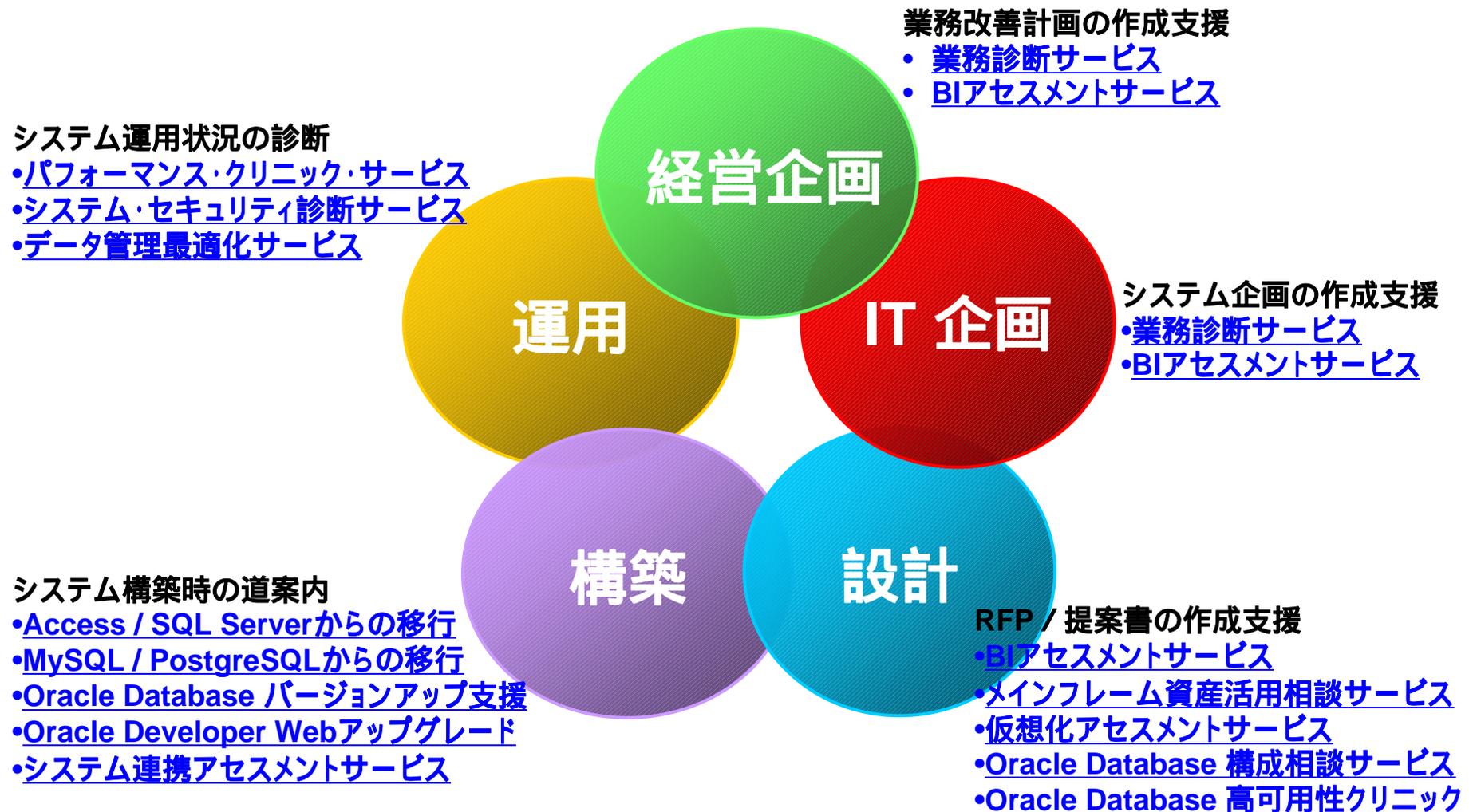
<http://www.oracle.com/global/jp/education/lvc/>



Oracle University Live Virtual Classのコース教材は、電子ファイル教材「eKit」で提供します。

ITプロジェクト全般に渡る無償支援サービス

Oracle Direct Conciergeサービスメニュー



ORACLE

あなたにいちばん近いオラクル



Oracle Direct

まずはお問合せください

システムの検討・構築から運用まで、ITプロジェクト全般の相談窓口としてご支援いたします。

システム構成やライセンス/購入方法などお気軽にお問い合わせ下さい。

Web問い合わせフォーム

専用お問い合わせフォームにてご相談内容を承ります。

http://www.oracle.co.jp/inq_pl/INQUIRY/quest?rid=1

フォームの入力には、Oracle Direct Seminar申込時と同じログインが必要となります。
こちらから詳細確認のお電話を差し上げる場合がありますので、ご登録されている連絡先が最新のものになっているか、ご確認下さい。

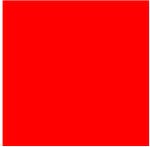
フリーダイヤル

0120 - 155 - 096

月曜~金曜 9:00~12:00、13:00~18:00

(祝日および年末年始除く)

ORACLE



ORACLE®

以上の事項は、弊社の一般的な製品の方向性に関する概要を説明するものです。また、情報提供を唯一の目的とするものであり、いかなる契約にも組み込むことはできません。以下の事項は、マテリアルやコード、機能を提供することをコミットメント(確約)するものではないため、購買決定を行う際の判断材料になさらないで下さい。オラクル製品に関して記載されている機能の開発、リリースおよび時期については、弊社の裁量により決定されます。

Oracle、PeopleSoft、JD Edwards、及びSiebellは、米国オラクル・コーポレーション及びその子会社、関連会社の登録商標です。その他の名称はそれぞれの会社の商標の可能性がります。



ORACLE®